

改正

令和3年9月30日告示第143号

令和5年1月12日告示第2号

恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、恵那市広告掲載取扱要綱(平成24年恵那市告示第26号。以下「要綱」という。)

第2条第2号に規定する市が管理又は運営するウェブサイト(以下「市公式ウェブサイト」という。)における広告掲載に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び掲載基準)

第2条 市公式ウェブサイトに掲載する広告(以下「広告」という。)は、バナーによる広告(以下「バナー広告」という。)とし、当該バナー広告及びそのリンク先のウェブサイト(以下「リンク先」という。)の内容が、要綱第3条第1項の要件を満たすものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 大きさ 縦86ピクセル、横200ピクセル
- (2) 形式 G I F、J P E G又はP N G
- (3) 容量 20キロバイト以内

2 広告の文字色と背景色は、それぞれ明度差及び背景に模様のある画像、写真その他の広告表現を使用する場合は、当該広告の文字の認識が容易となるよう努めなければならない。

(広告表現上の禁止事項)

第4条 広告表現上の禁止事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) G I Fアニメーション又はF l a s hを使用したもの
- (2) テキストボックス(市公式ウェブサイトを利用する者(以下「利用者」という。)に文字等が入力可能な領域があると誤解を与えるものをいう。)
- (3) プルダウンメニュー(利用者に広告の下に選択肢があるかのように誤解を与えるものをいう。)
- (4) ラジオボタン(利用者に選択が可能と誤解を与えるものをいう。)
- (5) 利用者に警告を与えていると誤解を与えるもの

(6) 利用者に市公式ウェブサイトのデザインに類似する色調又は字体を使用することにより混同させるおそれがあるもの

(7) その他市長が利用者に誤解を与えるおそれがあると認めるもの

(掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、市公式ウェブサイトのトップページにおいて、市長が指定するものとする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、毎月1日から掲載を開始し、月を単位として、12月以内とする。ただし、掲載期間の終期は掲載を開始した月が属する年度の3月までとする。

(掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、市公式ウェブサイトへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告の掲載は、申請者1人につき1件限りとする。

(掲載の申請)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市公式ウェブサイト広告掲載申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類等を添付して、広告掲載を希望する月の前々月の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 掲載を希望する広告案（電子データを含む。）

(2) 申請者が実施する事業の概要が分かる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号の広告案の修正が必要と認める場合は、申請者に修正の指示ができる。

3 申請書に記載のあるバナー広告のリンク先は、申請時に市長が確認できる状態であるものとする。

(掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、要綱第6条の規定による審査を経て広告の掲載の可否を決定し、恵那市公式ウェブサイト広告掲載決定通知書（様式第2号）又は恵那市公式ウェブサイト広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(広告の掲載料金)

第10条 広告の掲載料金（以下「広告掲載料」という。）は、1件につき月額1万円とする。

2 前条の規定により掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、前項の掲載料金を一括して前納しなければならない。ただし、同条の規定により掲載の

決定を受けた期間の開始となる月が4月であるときは、後納とすることができる。

一部改正〔令和5年告示2号〕

(掲載決定の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにバナー広告の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 広告主が、この要領に違反し、又は偽りその他不正な手段によるバナー広告掲載の決定を受けたとき。

(リンク先等の修正)

第12条 市長は、広告掲載の後にリンク先の掲載内容その他の広告に関する事項が法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要領に抵触していると判断したときは、リンクの一時的解除及び広告主に内容等の修正を求めることができる。

(掲載の一時中止又は広告の削除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続を経ることなく、掲載の一時中止又は広告の削除をすることができる。

- (1) 前条の規定による修正の求めに広告主が応じないとき。
- (2) 市公式ウェブサイトに掲載している広告及びそのリンク先の内容が、第8条の申請時以降に閉鎖されたとき、又は次条第2項の申請を経ず変更され、要綱第3条第1項の要件を満たすことが判明したとき。
- (3) コンピュータウイルスの感染その他の理由により、市長がリンク先の運営が適当でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により掲載の一時中止又は広告の削除をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その損害について、賠償の責任を負わない。

(掲載内容の変更)

第14条 広告主は、月を単位として、バナー広告の内容又はリンク先のアドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告を変更する場合は、変更を希望する日の15日前までに、市長に恵那市公式ウェブサイト広告掲載変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、恵那市公式ウェブサイト広告掲載変更決定通知書(様式第5号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により市公式ウェブサイトへの広告の掲載の取下げを市長に求めることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げようとする広告主は、恵那市公式ウェブサイト広告掲載取下げ届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の届出があった場合において、その内容を審査し、承認したときは、広告掲載の取下げを行うものとする。

(掲載期間の延長)

第16条 広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第17条 市長は、前条の掲載期間の延長が困難な場合において、広告を掲載できなかつたとき又は市長が特に返還する必要があると認めたときは、広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合により広告を掲載できなかつたときは、広告掲載料の返還は行わない。

(1) サーバーその他の機器の保守のため、市公式ウェブサイトの運営を一時停止した場合

(2) 天災その他の非常事態が発生した場合

3 第1項の規定により返還する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

4 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、バナー広告及び広告主が指定したリンク先の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者に対する権利の侵害、不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者にウィルス被害その他の損害を与えた場合は、広告主自身の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた市公式ウェブサイトへの広告掲載の権利を第三者

に譲渡してはならない。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日告示第143号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則 (令和5年1月12日告示第2号)

この告示は、告示の日から施行する。

恵那市公式ウェブサイト広告掲載申請書

恵那市長 様

恵那市公式ウェブサイトの広告を掲載するに当たり、恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、広告の掲載に当たっては恵那市広告掲載取扱要綱及び恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領を遵守します。

記

広告掲載希望者	所在地		
	ふりがな 名称		
	ふりがな 代表者職氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		電子メール	
事業概要			
バナー広告の内容			
リンク先アドレス			
掲載希望期間		年 月から 年 月まで（ か月間）	

※年度初回の申請では、以下の恵那市に納付すべき税（以下「市税」という。）の滞納がないことを調査することへの同意、署名又は記名押印が必要です。

市税納付状況 確認欄	恵那市が市税の納付状況を調査することに同意します。 署名（広告掲載希望者） 所在地（住所）： 名称（氏名）：	
---------------	---	---

備考

1. 年度初回の申請の場合は、申請者（事業者）の事業概要が分かる資料を添付してください。
2. バナー広告の規格は、縦 86 ピクセル、横 200 ピクセル、G I F、J P E G 又は P N G、20 キロバイト以下です。
3. 掲載は1か月単位とし、開始月が属する年度末（3月末日）まで連続掲載が可能です。
4. リンク先のウェブサイトが掲載中止、閉鎖する場合、申請内容に変更が生じた場合等は手続が必要です。
5. この申請に関する個人情報については、バナー広告掲載以外の目的には一切使用しません。

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市公式ウェブサイト広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申請がありました恵那市公式ウェブサイト広告掲載については、下記のとおり決定したので、恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領第9条の規定に基づき通知します。

記

1. 掲載期間 年 月 ～ 年 月
2. 掲載料金 円
3. 納付期限 年 月 日
4. 備考

- ・リンク先のウェブサイトが掲載中止、閉鎖する場合、申請内容に変更が生じた場合等は届出が必要です。
- ・広告掲載料は、恵那市が指定する納付日までに、一括して納付してください。
- ・恵那市広告掲載取扱要綱及び恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領で定める事項に違反する場合は、掲載できません。

様

恵那市長



恵那市公式ウェブサイト広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申請がありました広告掲載申請について、掲載を認めないこととしたので、恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領第9条に基づき、下記のとおり通知します。

記

掲載を認めない理由

（注）

1 この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、恵那市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、恵那市を被告として（訴訟において恵那市を代表する者は恵那市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

恵那市公式ウェブサイト広告掲載変更申請書

恵那市長 様

年 月 日付け 第 号で掲載決定を受けた恵那市の公式ウェブサイト広告掲載について、下記のとおり変更したいので、恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領第14条第2項の規定に基づき申請します。

記

広告掲載変更希望者	所在地		
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代表者職氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
電子メール			
変更する項目			
リンク先のアドレス			
バナー広告の内容			

備考

- ・バナー広告を変更する場合は、データを同時に提出してください。
- ・バナー広告の規格は、縦86ピクセル、横200ピクセル、GIF、JPEG又はPNG、20キロバイト以下

一部改正〔令和3年告示143号〕

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

様

恵那市長



恵那市公式ウェブサイト広告掲載変更決定通知書

年 月 日付けで申請がありました恵那市公式ウェブサイト広告掲載の変更については、下記のとおり決定したので、恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 変更日 年 月 日

2. 変更内容

恵那市長 様

申請者 所在地
名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

恵那市公式ウェブサイト広告掲載取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で広告掲載決定を受けた恵那市公式ウェブサイト広告掲載について、下記のとおり取り下げたいので、恵那市公式ウェブサイト広告取扱要領第15条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 取下げを届け出る理由

2. 取下げ希望日 年 月 日

一部改正〔令和3年告示143号〕